

発行:高知市商工

FAX: 088-823-9492

令和5年10月

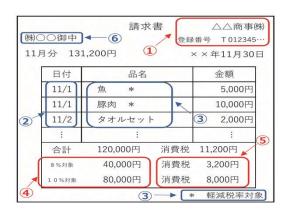
′ンボイス制度



(ア・インボイス(適格請求書)とは?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書やそれに類する書類

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加 されたものをいいます。



- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類交付を受ける事業者の氏名又は名称

(ア・インボイス制度について



買手が仕入れにかかる消費税について仕入額控除の適用を受けるためには、原則として、インボイス (適格請求書)の保存が必要です。

≪売手(インボイス発行側)≫

- 売手側であるインボイス発行事業者は、買手の取 引相手(課税業者)から求められた時、インボイ スを交付しなければなりません。
- ▶ また,交付したインボイスの写しを保存しておく 必要があります。

≪買手(インボイス受領側)≫

▶ 買手側が仕入税額控除の適用を受けるために は,原則として,取引相手(売手)であるインボイ ス発行事業者から**交付を受けたインボイスの保 存等が必要**となります。

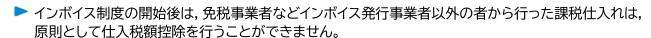
(ア・インボイス発行事業者登録制度



- インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます。
- インボイス発行事業者になるためには、登録申請を行い登録を受ける必要があります。
 - 申請提出先・・・税務署
- 申請書・・・国税庁HPから書式をダウンロードできます。
- 課税事業者でなければ登録を受けることは出来ません。

(※インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が1000万円以下でも免税事業者になりません。)

「アー免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



▶ ただし,制度開始後6年間は,免税事業者等からの課税仕入れについても,仕入額相当額の一定割合を 仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



(ア 免税事業者との取引における留意点



▶ インボイス制度の実施に際して,免税事業者とその取引先で「独占禁止法」・「下請法」上 で問題となり得る行為についてご紹介します。

詳しくは, 公正取引委員会HPへ



下請法違反

(下請代金の減額)

発注者が下請事業者に対し て、免税事業者であること を理由にして,消費税相当 額の一部又は全額を支払わ ない行為



下請法違反のおそれ

(買いたたき)

下請事業者が課税事業者 になったにもかかわらず、 免税事業者であることを 前提に行われた単価から の交渉に応じず、一方的 に従来どおりに単価を据 え置いて発注する行為



独占禁止法違上 問題となるおそれ

課税事業者にならなければ取引 価格を引き下げる、それにも応 じなければ取引を打ち切るなど と一方的に通告すること。 また, 課税事業者となるに際し,

価格交渉の場において明示的な 協議なしに価格を据置く場合も 同様です。

● インボイス制度に関するお問合せ先

国税庁インボイス制度特設サイトまで



○ インボイス制度特設サイト

①インボイス制度の概要 ②説明会の開催情報 ③申請手続き等について ④インボイス制度についての動画 ⑤インボイス制度に関する取扱通達やQ&A





インボイス特設サイト

ご利用はこちらから

○ インボイスコールセンター (一般的なご質問にお答えします)

フリーダイヤル 0120-205-553 (無料) 受付時間 9:00~17:00(土日祝は除く)

○ 税務相談チャットボット



チャットボットの ご利用はこちらから

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。 上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。



